海上保安庁の航空機用部品整備に関する公募

平成２５年３月４日
海上保安庁装備技術部
航空機課長　今井　純一郎

次のとおり、参加者を公募します。

１．当該公募の趣旨

本件は、海上保安庁が発注する航空機用部品の特別整備〔当該航空機用部品製造者の発行する最新の取扱説明書（オーバーホールマニュアル、パーツカタログ及びベンダーマニュアル等）に基づき実施する検査。以下「整備」という。〕について、整備契約を希望する事業者（以下「事業者」という。）を公募するものです。

事業者は、３．の参加要件を満たしていることを確認するため、４．応募要領に基づく参加申請書及び審査に必要な書類の提出が必要です。

審査の結果、参加要件を満たしている場合は、参加が可能となります。

２．整備概要

（１）契約件名

赤外線捜索監視装置１１点整備

（２）整備内容

大型ジェット飛行機及び中型飛行機に搭載している赤外線捜索監視装置の不具合箇所の修理

（３）契約予定日　平成２５年３月１９日

（４）履行期限

平成２５年３月２９日

（５）引渡場所

航空機用部品保管倉庫

３．参加要件

（１）基本要件

① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

② 海上保安庁から指名停止を受けている期間中の者でないこと。

③ 平成 22・23・24 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、役務の提供等のＡ

～Ｄ等級のいずれかに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（ただし、当該年度における競争参加資格を申請中の場合は、申請中であることを確認できる書面を提出し、資格審査結果通知書写を後日提出することで代えることができる。）

（２）技術要件

① 当該航空機用部品の製造者による整備能力に関する認定等を受けていること。

② 当該航空機用部品の製造者から、適時適確な最新の技術資料（整備マニュアル等）を入手できる等、製造者との技術提携が整っていること。

（３）守秘義務に関する要件

社内内規等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。

４．応募要領

事業者は、５．において配布する様式１の参加申請書（審査に必要な資料を含む。）、平成 22・23・24 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書写（ただし、当該年度における競争参加資格を申請中の場合は、申請中であることを確認できる書面を提出し、資格審査結果通知書を後日提出することで代えることができる。）及び守秘義務を履行できることを証明する社内内規等の写を提出すること。

なお、本件に要する費用は事業者の負担とする。

５．手続き等

（１）参加申請書の受付期間

平成２５年３月４日（月）から平成２５年３月１３日（水）

（２）参加申請書の配布及び提出場所

〒１００－８９７６　東京都千代田区霞が関２－１－３
海上保安庁装備技術部航空機課
電話０３－３５９１－６３６１（内線４６３８）

（３）合否の決定

平成２５年３月１４日までに文書により通知する。

６．その他

（１）手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２）その他の詳細

参加事業者として認められた者には航空機用部品特別整備仕様書を配布します。